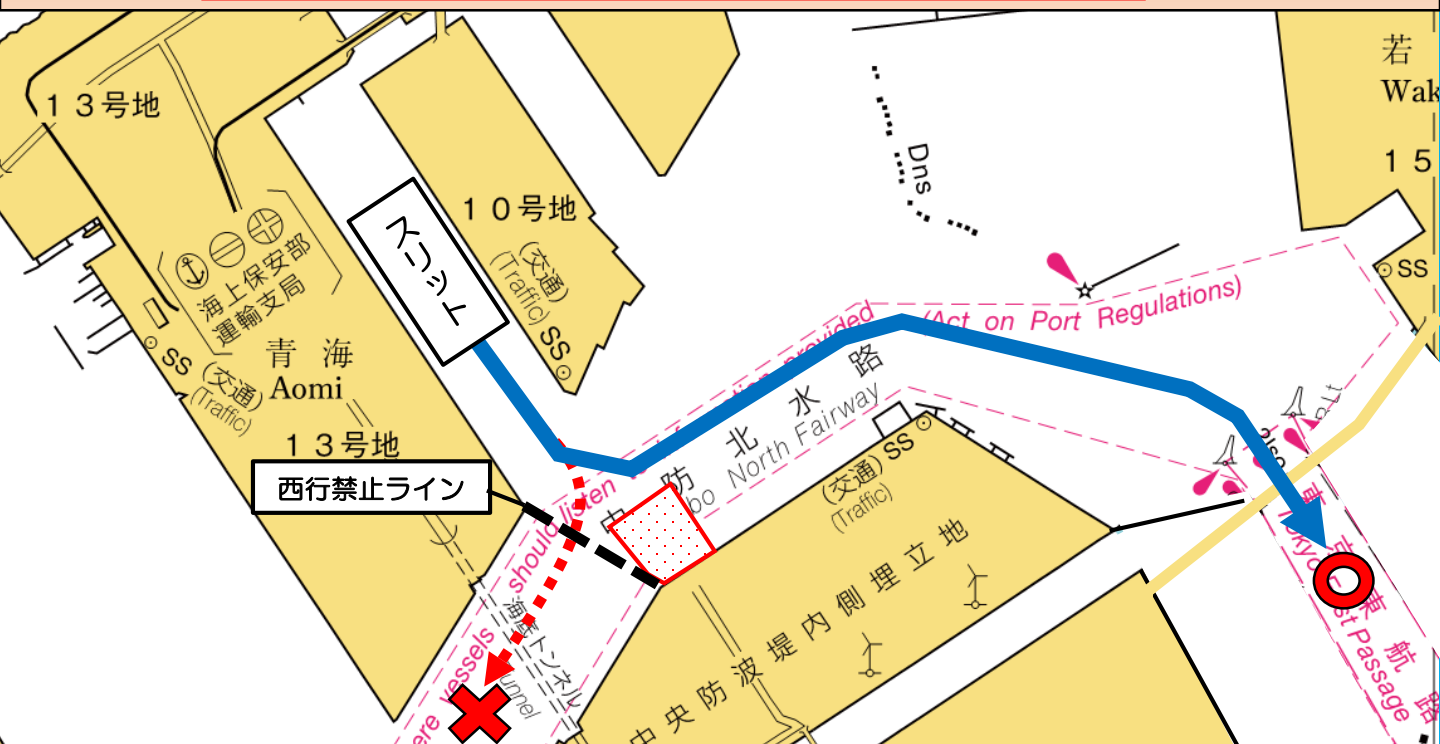


# 中防北水路の航行ルートが 従来の航行ルートに戻ります。

令和2年4月29日(水)午前零時(※注)から南北線工事における工事区域の縮小に伴い、スリットから出港する総トン数500トン以上の船舶は、中防北水路を東航して出港することになります。

なお、中防北水路西行許可申請の受付は、令和2年4月27日(月)午後5時までとなりますので、ご注意ください。

※注：工事の進捗等により変更となる場合あり。



## 東京東航路の事前通報の受付について

○令和2年4月26日(日)正午分から、東京東航路の事前通報の受付を開始します。※工事の進捗等により変更となる場合あり。

## 関係条文

○港則法施行規則第27条の2第4項

総トン数500トン以上の船舶は、13号地その2東端防波堤内側内貿心頭岸壁北端まで引いた線を越えて13号地その2南東側海面を西行してはならない。

○港則法施行規則第21条第2項

あらかじめ港長の許可を受けた場合については、適用しない。

問い合わせ先

【リーフレットの内容に関すること】  
東京海上保安部航行安全課  
03-5564-2022又は2023

【事前通報に関すること】  
東京湾海上交通センター(東京卓)  
045-225-9151